

## MFJ国内規律裁定委員会 控訴結果公示

1. 件名 2025 全日本スーパーモト選手権シリーズ第5戦 神戸大会（開催日9月7日）  
S1PRO クラス決勝レース 2 ペナルティ裁定に関する控訴について
2. 控訴人 日浦 大治朗 氏 Team S.T.F
3. 被控訴人 全日本スーパーモト選手権シリーズ 第5戦 神戸大会  
主催者（うず潮レーシング）、大会審査委員会
4. 控訴理由  
控訴人は、当該ショートカット行為が意図的なものでなく、競技上の有利性も生じていないこと、また他選手との裁定に著しい差異があることから、科されたペナルティが過重であり、公平性を欠くものであるため、再審議を求めた。
5. 控訴の主張
  - ① 当該ショートカットは、意図的なショートカットではなく、競技の有利性も生じていない。
  - ② 後続車の安全も守れている。
  - ③ 他クラス・他選手による同様の行為に対する裁定との間に一貫性なく、競技の公平性に欠ける。
  - ④ スーパーモトクラスにおけるショートカット行為に対するペナルティ（30 秒加算）について適正化の検討を求めらる。
6. 裁定  
国内規律裁定委員会は、聴聞会で控訴側、被控訴側双方から示された証拠・証言に基づき審議し、本件、控訴人の主張は、妥当と判断された。
7. 裁定理由
  - ・ 控訴人の主張である「ショートカット行為に対する裁定の平等性」については、当該大会審査委員会へのヒアリングの結果、第2レースにおいて発生した事案に関しても「訓戒相当」として裁定されていることが確認され、第1レースの裁定との平等性が保たれていることが判明した。よって、控訴人の主張は認められたものと判断する。
  - ・ 第2レースにおける、当該大会審査委員会の裁定にある「競技結果に10秒加算」ペナルティは、ショートカット行為に対してではなく、別の違反行為（スタート直後のダートセクション進入前の他選手との接触・転倒行為）に対するものであることが確認された。  
危険行為（接触・転倒）に対するペナルティについては、控訴対象外であり、競技結果の変更は行わない。
    - 本件における競技結果（リザルト）の順位、ポイントの変更はない。
    - ただし、競技結果（リザルト）上のペナルティ表記については、ショートカット行為と危険行為を明確に区別するよう文言の改定を行う。

以上を国内規律裁定委員会の最終決定とする。

### 8. 付記事項

- 1) 控訴保証金は、控訴内容が認められたため控訴人に返還される。
- 2) 裁定委員会の開催に要した費用は、第4章「裁定期間の手順」41-14に基づき、被控訴人が88,000円を負担するものとする。
- 3) スーパーモト委員会に対する改善要望
  - ・ ショートカットに対するペナルティの基準は、競技規則の見直しや明文化を検討すること。
  - ・ 危険行為に関するペナルティの明確化と、選手・関係者への周知徹底を図ること。
  - ・ 今回のような事象が再発しないよう、審査委員会・競技団体の体制強化と、選手・チーム関係者とのコミュニケーションの改善に努めること。

以上

(一財) 日本モーターサイクルスポーツ協会  
国内規律裁定委員会